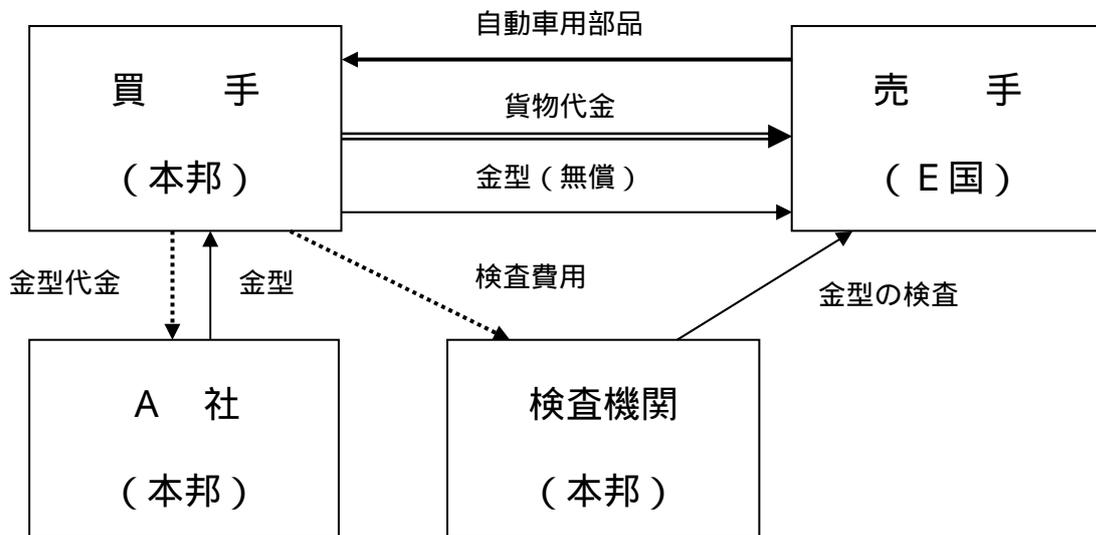


26. 買手が検査機関に支払った金型の検査費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から自動車用部品を購入（輸入）します。

当社は、当社と特殊関係にないA社から金型を購入し、当社の工場で使用した後、輸入貨物の生産に使用するために売手に無償で提供しました。

今般、当社は、この金型を提供にするにあたり、E国で中古の金型を輸入する場合、金型の検査が法令で義務付けられていることから、検査機関にこの金型の検査を依頼し、検査費用を検査機関に支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が検査機関に支払った検査費用を現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が検査機関に支払った検査費用は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するまでに要した運賃、保険料その他の費用であって買手により負担されるものを含むものとされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に無償で提供した金型は、「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」に該当することから、その金型に要する費用の額は、現実支払価格に加算する必要があります。

また、金型の検査費用は、貴社が金型を売手に提供するまでに必要な費用であって、貴社が負担したものであることから、その金型に要する費用の額に含まれるものとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号ロ

関税定率法施行令第1条の5第2項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)